平成30年度税制改正建議書

東北税理士会

目 次

۱٩	<i>(α)</i> <i>(</i>	1
Ι	税制改正への提言	
1	平成 29 年度税制改正大綱について	2
2	本建議書の構成	3
3	税制改正に対する基本的な考え方	3
	(1)公平な税負担	
	(2) わかりやすい税制	
	(3) 時代に適合する税制	
	(4) 国民のための税務行政	
Π		
1	災害損失控除を創設すること	
2	事業承継税制の猶予税額の免除要件に承継後 20 年間の会社経営を加える(新規)	5
Ш	本年度の建議事項	
	税制改正建議項目	
	災害税制】	
1	東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和	7
	(1) 適用区域の限定及び集積業種の限定の解除	
	(2) 適用対象資産の拡大	
2	東京電力福島第一原発事故に伴う収益補償の賠償金に関する特例措置の創設	8
	課税される所得補償の賠償金の処理についての特例措置	
	①課税の繰り延べ	
	②設備投資に係る固定資産の圧縮記帳	
	③更正の請求	
3	相続時精算課税の災害等による課税の特例措置	8
4	災害損失特別勘定の益金算入に関する要件の緩和(新規)	9

【所得税】

5	生計を一にする親族に支払った対価の必要経費算入(一部修正)	9
6	土地等の譲渡損の損益通算及び繰越控除(一部修正)	10
7	相続財産を譲渡した場合の特例(一部修正)	10
8	譲渡所得の計算上抵当権抹消費用等を必要経費に算入すること	10
9	源泉所得税の納期の特例等に関する相続による承継規定の新設	11
10	所得控除の縮減と税額控除制度(給付つきを含む)の創設	11
11	医療費控除の最高限度額の撤廃等	12
12	財産債務調書の提出制度の廃止	12
13	不動産所得における事業的規模と非事業的規模の違いによる資産損失・貸倒損失の	
	取扱いの相違の是正	12
14	中古住宅の取得にかかる住宅借入金等特別控除の適用	13
[]	去人税】	
15	役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制を見直すこと	13
16	退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること	14
17	貸倒引当金の損金算入を認めること	14
18	受取配当等については全額益金不算入とすること	14
19	法人清算時の所得に対する課税についての見直し	15
20	法人事業概況説明書及び会社事業概況書について、記載内容を簡素化すること	15
【 ‡	目続税・贈与税】	
21	相続開始時において履行義務が確定していない保証債務等の取り扱い	16
22	遺言執行費用等を課税価格から控除すること	16
23	相続時精算課税を選択した土地に対する小規模宅地等の減額の特例適用	17
24	使用貸借の場合の小規模宅地等(特定同族会社事業用)の特例適用	17
25	財産評価において建物を解体撤去したときは建物の評価をゼロとすること	17
[3	肖費税】	
26	単一税率を維持すること (一部修正)	18
27	消費税率等の引上げに伴う延納制度の創設(一部修正)	19
28	基準期間による判定制度の改正(一部修正)	19
29	特定新規設立法人規定について判定要件を見直すこと(新規)	20
30	簡易課税制度の事前届出制度の改正(一部修正)	20
31	「一括比例配分方式」から「個別対応方式」への変更制限の廃止	21
32	仕入税額控除の規定を改正前に戻すこと	21

33	調整対象固定資産の範囲、金額の基準の見直し(新規)	21
34	任意の中間申告制度の拡充(新規)	22
【 均	也方税】	
35	国税と地方税の規定を統一すること(新規)	22
36	事業税における社会保険診療報酬等の課税除外措置の廃止	23
37	事業所税の廃止	23
38	給与所得者の個人住民税の特別徴収への一斉指定について	23
39	建物の固定資産税評価に市場価値等を加味すること(一部修正)	23
40	償却資産に係る固定資産税の賦課期日・提出期限を見直すこと	24
【名	予税共通 】	
41	少額の減価償却資産の金額要件の拡大及び、一括償却資産の特例の廃止(一部修正).	24
42	一定の少額資産の全額損金算入	25
43	事業用定期借地権の一時金の取扱い	25
【糸	内税環境整備 】	
44	国税不服審判所を国税庁の機関から外すこと	25
45	閲覧・謄写権の範囲拡大	26
46	申告書等閲覧サービスに関して申告書等のコピーを認めること	26
47	事前通知を要しない場合の手続きについて	26
48	e-Tax メッセージボックスの内容の拡充(新規)	27

はじめに

本書は、税理士法第 49 条の 11 の規定に基づく税制改正建議書である。同条では、「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」とある。これは、同法第 1 条に示されている「独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている税務に関する専門家」である税理士の職業団体としての固有の権利であると言える。

これらを根拠とし、東北税理士会(以下「本会」という。)は、本年も本会会員から広く税制 改正についての意見を募り、それらを集約し、本建議書を作成した。とりまとめにあたり、政 府その他関係機関の税制改正に関する動向を踏まえて先行性をもって提言することや税理士 の職業団体としての創造性をもって提言することにも配意した。

また、東日本大震災発生以後、本会が引き続き行ってきた震災関連の税制改正要望(提言)を踏まえ、未だ実現していない項目等について、これからも引き続き要望していく。我々は、これらの提言が現在でも緊急性を有する重要項目であると考えている。これらの提言が被災地の復興支援と今後も起こりうるであろう大規模災害対策の一助となることをここに念願するものである。

I 税制改正への提言

1 平成29年度税制改正大綱について

本会では、東日本大震災以降、重点建議事項として「災害税制に関する基本法を制定すること。」を掲げてきたが、平成 29 年度税制改正大綱では、災害発生時の税制上の対応が措置された。これまで災害の都度、特例法において措置されていた特例のうち8つ(①住宅ローン減税の適用の特例、②財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例、③災害損失の繰戻しによる法人税額の還付、④仮決算の中間申告による所得税額の還付、⑤住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等、⑥山林に係る相続税の納税猶予等の規模拡大要件の緩和、⑦法人税・消費税の中間申告書の提出不要、⑧被災酒類に係る酒税相当額の還付方法の簡素化)が全ての災害に適用されることとされ、さらに災害を指定して適用される措置として、①被災者の生活再建に資する措置(「被災者生活再建支援法」の対象となる災害に適用)、②事業者の再建等に資する措置(「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害に適用)、③他法令の仕組みを前提としている措置が適用されることになった。今回の改正は、本会が要望していた災害発生時における税制上の対応について、各税目を横断的に統合し災害発生時に納税者に不安を与えないように災害税制に関する基本法を整備するとしていたことからすれば、今般の改正は事実上の基本法の制定ということができる。

個人消費や設備投資に力強さを欠いている背景にある人口減少、少子高齢化といった構造的な問題に対応すべく、今回の大綱では「一億総活躍社会」を実現し、日本全体の成長力を底上げしていくためには、「働き方改革」と「イノベーション」が両軸となるという観点から、個人所得課税改革の第一弾として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するために、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行った。さらに企業の「攻めの投資」の後押しや経済の「好循環」を強化し、賃上げを促すための取り組みを進めた。個人所得課税改革については、政府税制調査会でも丁寧に議論され、人的控除の控除方式を中心とした抜本改革が期待された。しかし期待に反し、我が国の所得控除方式が、ドイツ・フランスのゼロ税率、カナダの税額控除、アメリカ・イギリスの所得控除のいずれを選択するのかの明確な方向性は示されず(※)、配偶者控除・配偶者特別控除の改正にとどまったことは極めて残念であった。

アベノミクスの政策は、積極的に設備投資を行い、雇用を拡大し、賃上げを行う企業にとっては大きい税制上の恩恵を被ることができるが、東北という地方の視点から見たときには、未だ十分に実感できていない。地域中核企業向けの設備投資促進税制の創設や地方拠点強化税制の拡充等の地方創生を推進する措置だけではなく、各地方公共団体の独自の地域づくり、地方分権の推進のための基盤となる地方税の充実確保をさらに推進することを強く念願する。

(※) ゼロ税率:課税所得の一部にゼロ税率を適用して税負担を求めない方式。カナダの税額控除:一定の所得金額に最低 税率を乗じた金額を税額から控除し税負担を軽減する方式。アメリカ・イギリスの所得控除:所得控除額に一定の上限を設 け控除額を逓減・消失させる方式。

2 本建議書の構成

本会は税務に関する専門家の職業団体として、税制に対する基本的視点を「公平な税負担」、「わかりやすい税制」、「時代に適合する税制」そして「国民のための税務行政」の4点に置いている。本建議書は、これらの視点から建議事項を整理し、その建議理由を附記する構成を採用している。また、上記の4視点を各税目別に区分することにより、更に見やすくしている。なお、本年度の建議事項として特に重要かつ早急な改正が望まれるものを、本年度の重点建議事項として、2点に絞り掲載した。

3 税制改正に対する基本的な考え方

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制のあり方を考えるうえで最も基本的視点となるものである。この場合の「公平」の基準としては、同様の状況にあるものは同様に取り扱われるべきであるとする公平概念と、異なる状況にあるものは状況に応じて異なって取り扱われるべきであるとする公平概念とがある。つまり、税の「公平」とは、税額や税率のみで判断できるものではなく、その国の社会構造における「応能負担」はどうあるべきか、「富の再分配」はどの程度なされるべきかを十分に検討する中で形成される概念である。所得格差や資産格差の拡大を放置することは福祉国家の崩壊に繋がるが、過度の累進課税も公正とは言えない。時代背景を十分に考慮しながら常に総合的な観点から判断することが重要である。

(2) わかりやすい税制

わが国の税制は、時代の政策要請に応じて改正を繰り返してきたために、事務手続きや課税 標準の計算が複雑になり、納税者が容易には理解できなくなっている。そして、そのことが納 税者に不利な結果をもたらしている場合がある。また、税法の規定の中には既にその使命を終 えたにもかかわらず、高度成長期に制定された法律がそのまま低成長期の時代に残っているも のもある。

国民にとってわかりやすい制度にするためには、その制度の趣旨や目的を明確にし、可能な限り計算や手続きを簡素化し、もって国民の理解と支持が得られるように改正していく必要がある。

(3) 時代に適合する税制

我が国の経済状況は、欧州債務危機に端を発した世界経済の混乱、急激な為替の変動、そし

て東日本大震災による甚大な被害などにより、依然として、企業業績の悪化と個人消費の低迷 が続いている。このような国内経済の停滞により、特に、地方経済や中小零細企業経営はます ます厳しい状況に追い込まれている。

また、高度情報化社会が進展し、企業活動や行政サービス面でも利便性が飛躍的に高まっている一方で、少子高齢社会の進展も急速に進み、労働人口の減少が予想され、国民の大多数は 老後の生活に不安を感じている。

この現状を打開し経済の活性化を図るため、税制面からも支援が必要である。まず、土地等の取引を活発化しデフレ傾向に歯止めをかける意味でも、土地税制の更なる緩和措置が必要である。また、企業関連税制においては、企業の再生に資するような制度の更なる整備が必要となる。そして、高度情報化社会や少子高齢社会の進展に対応する時代に適合する様々な税制改正が欠かせない。

(4) 国民のための税務行政

本会では、かねてより、国民のための税務行政が行われるべきとの観点から次のように提言を行ってきた。すなわち、諸外国においては、税務行政について納税者憲章が制定され、国民の権利利益の保護がなされている例も多く、わが国においても真に国民の立場に立脚した、公正で透明性があり、かつ簡素な税務行政が行われるべきである、ということである。しかし、本会が改正の柱と考えている納税者権利憲章の策定がいまだなされていないことは、国民の権利利益を守る観点からは改革道半ばと言わざるを得ない。

納税者権利憲章は、OECDで「納税者の税務に関する権利・義務をわかりやすい言葉で、要約説明して、こうした情報をより多く納税者に周知させ理解させようとする取り組み」と定義されるものである。OECDに加盟する先進国 34 国のほとんどにおいて制定されていることからも、国際的スタンダードと言って過言ではないものである。平成 23 年度税制改正で見送られた経緯を踏まえながら、引き続き導入に向けての議論展開が期待される。

Ⅱ 本年度の重点建議事項

前述の提言に基づき、本会は本年度下記の重点要望事項を掲げる。

重点1

災害損失控除を創設すること。

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合に、課税所得の計算上、差引損失金額から総所得金額等の 10%を控除した上で、雑損控除から行うこととされている。しかし、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること、③災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。具体的には、先ず災害損失控除以外の他の所得控除や譲渡所得の特別控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。また、控除しきれない場合には繰越控除期間を10年以上にすることが適当である。

なお、今般の災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用 が長期的に発生している。これらの支出についても災害損失控除の対象とすることが適当であ る。

重点2

非上場株式等についての相続税の納税猶予(事業承継税制)の免除に関して、事業承継者が死亡した場合に加え、事業承継後20年を経過した場合にも猶予されている相続税額を免除する。また、仮に納税猶予が取消しとなる場合にも、5年間の経営承継期間が経過した後は、順次、対象となる猶予税額を減額させる。

(新 規)

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度(事業承継税制)では、原則として、猶予された税額は事業承継者の死亡まで相続税の納付が免除されない。これでは、事業承継者が死亡する前にやむなく要件を満たせなくなる場合を考えると、事業承継者にとっては負担が重く、制度の活用を躊躇する。

そこで、猶予税額の免除要件に事業承継後 20 年以上が経過した場合を加え、後継者が事業を引き継いだ後に相当程度の長期間について会社経営を継続したときには、事業承継の趣旨が果たされたものとして猶予税額を免除するように要望する。事業承継税制と類似する制度の、農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例については、適用を受けた農業相続人が相続税の申告書の提出期限から農業を 20 年間継続した場合に、猶予税額が免除される仕組み

である。同じ、猶予制度であるにもかかわらず、農業と一般の会社経営とで差異を設けるのは 課税の公平に反する。

また、免除に至るまでの期間については、5年間の経営承継期間の経過後には、例えば以下の算式のように、猶予税額が順次減額となる措置を取るよう要望する。

減額となる税額 = (猶予税額) × (事業承継からの経過年数) / 20年(※) (※) 20年を経過すれば、猶予税額が免除になるとの仮定。

非上場株式は、容易に換金が不可能な資産であり、その時価の概念も必ずしも一義的ではない。このため、納税額に対する一定の負担緩和措置が容認されるべきと考える。緩和措置があれば、経営者の負担感が和らぐこととなり、円滑な事業承継に資する制度として一層の活用が期待できる。

(関係法令 措置法 70条の7、同法 70条の7の2、同法 70条の7の3、同法 70条の7の4)

皿 本年度の建議事項

税制改正建議項目

【 災害税制 】

- 1 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和
 - (1) 適用区域の限定及び集積業種の限定を解除すること。

現在東日本大震災の被災県においては「東日本大震災復興特別区域法」の施策が実施されているところではあるが、復興への歩みが遅れている。これは、事業者における将来への不透明感からの不安を払拭しきれないことによる要因が大きく起因しているものと想定される。そこで、そのような不安感を払拭し、民需主導による全産業の活性化が今後の被災県の経済の命運を握っているといっても過言ではない。新たに税制優遇をうけて新規参入した企業群が将来に渡って永続的に地域密着で事業を行っていくという保証は現在のところはない。

そのような現状を分析すると、新規の事業者の参入も重要ではあるが、既存の企業が事業そして雇用を維持することの方が、被災県の経済の復興には欠かせないものである。新規雇用の創出だけではなく、業種を問わず、現状の地域経済を担っている中小企業の復興と活性化が最重要課題であることは、被災県民であれば全ての者の願いであることは共通の認識である。被災県民としては、是非この願いを実現できる施策を望むものである。

また、地域を限定して行う施策では、却って被災県内の地域ごとに格差が生じ、被災県全体の復興に資するものではなくなってしまうことが想定される。

よって、区域・集積業種の適用要件を緩和し、適用しやすい制度として改正すべきである。

(2) 適用対象資産を拡大すること。

現行の東日本大震災復興特別区域法では、第37条第1項で適用資産を規定しているが、この適用資産の範囲を「~新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、~」を「~新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品については、~」と拡大すべきである。

東日本大震災復興特別区域法の適用される産業の分野が農林水産業も含まれることとなり、範囲が広がっていることから、当初認定の製造業だけではなくなっているので、すべての償却資産を対象にすべきと考える。特に漁業者にとっては、船舶の特別償却、税額控除、償却資産税の特例を受けることができれば、今後の復興を大きく前進させることができるものと考えられる。

(関係法令 東日本大震災復興特別区域法 37 条)

2 東京電力福島第一原発事故に伴う収益補償の賠償金に関する特例措置の創設

課税される収益補償の賠償金の処理についての以下の特例措置を創設すること。

① 課税の繰り延べ

賠償金を受け取った最初の事業年度に遡って、原発問題解決目標である期間の 10 年間災害特別勘定(損害賠償金を限度とする)を設定し課税の繰り延べ行う。10 年間の各事業年度において、欠損金が生じた場合、設定した特別勘定は原則として当該欠損金と相殺する。10 年経過時において、相殺未済の特別勘定残額は、その後の事業年度から 10 年間にわたって戻し入れる方式の課税の繰り延べの特例を制定すること。

② 設備投資に係る固定資産の圧縮記帳

上記①の災害特別勘定を設定した事業者が、10年を経過する事業年度までの各事業年度 において設備投資をした場合には、当該設備投資事業年度の欠損金と相殺後の特別勘定残 額を限度として圧縮記帳を認める特例を制定すること。

③ 更正の請求

既に課税済みの事業者に対しては、当該特例についての更正の請求による遡及適用を認める措置を講ずること。

福島県の企業については、直接被害と間接被害に併せて風評被害に対して、東京電力から損害賠償金が支払われている。このうち収益補償分に関する損害賠償金については、従来の課税要件に照らして課税所得に該当することとして所得課税が行われているところである。

しかしながら、この収益補償部分については法人の事業年度又は個人の暦年課税の考え方からは、合意の日の所得と認定されるべきものかもしれないが、放射能問題からの復興が遅れ、真の意味での復興に係る期間が数十年に及ぶといわれる中、今後の事業展開を決めかねている事業者も多いと想定される。事業に対する新たな投資や所在地の移転、そして、事業縮小や廃業など様々な展開を想定する場合には、その後に必要な資金が課税により十分に留保されないことが懸念される。よって、仮に課税処理が妥当な損害賠償金であったとしても、その使い途が決定されるまでのある程度の期間は課税を留保する処理が必要と考えられる。そして、その資金使途の特定した時点での課税が合理的と考えられる。

3

相続時精算課税により贈与した財産について、贈与後の災害等により財産価値が著しく 低下した場合の課税の特例措置を設けること。

相続時精算課税制度は、贈与者が亡くなった時にその適用を受けた贈与財産の贈与時の価額と相続により取得した財産の価額を合計した金額を基に、相続税額の計算を行うものであるが、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合には贈与時の価額を課税価額と

することは、相続開始時に財産価値が低下しているものに対して相続税の負担を課することになるので、相続開始時の担税力を勘案すると問題がある。そこで、贈与後の災害等により財産価値が著しく低下した場合には、相続開始時の評価額で課税する救済措置が必要である。

(関係法令 相続税法 21 条の 16 第 3 項)

4

災害損失特別勘定の益金算入に関する要件の緩和。

(新規)

東日本大震災や平成28年熊本地震のような甚大な災害の場合、被災資産の修繕等を早期に完了させることが困難なため、一定の要件のもとに修繕見積額を災害損失特別勘定に繰入れて、被災事業年度の損金算入が可能となる。現行では災害のあった日から1年を経過する事業年度(1年経過事業年度)において、災害損失特別勘定を取崩して益金に算入することとなるが、やむを得ない事情により修繕等が完了しない場合には、修繕等が完了すると見込まれる日の属する事業年度まで益金算入時期を延長することができる。ただし延長の適用を受けるためには「延長確認申請書」を1年経過事業年度終了の日までに提出しなければならない。災害の規模によっては工事完了まで数年間要することもあり、被災者が申請書を提出することが困難な状況にある場合も想定される。そこで、災害損失特別勘定の益金算入時期については1年経過事業年度ではなく、修繕が完了した事業年度とし、「延長確認申請書」の提出も不要とすべきである。

【 所得税 】

5

事業者と生計を一にする親族に支払った事業からの対価について、必要経費の特別規定とする位置づけを改め、必要経費として認めること。

(一部修正)

所得税法 57 条は、恣意的な所得分散による租税回避行為を防止するため個人単位の課税を 原則としている所得税法 56 条の規定の例外規定である。

しかし、所得税法 56 条及び 57 条制定当時と比較すると、現在の社会は、世帯の類型や就労 形態等が大幅に変化し多様化している。そのため、個人事業は家族による協力により成立する という価値観で一括りにすることに無理が生じている。所得税法 56 条はその役割を終えたと 考えられる。

生計を一にする親族に支払う対価であっても適正契約に基づき、金額、支払方法及び支払時期が適切であり、青色申告により記帳が適正に行われている場合には、必要経費の特例ではなく、必要経費そのものとして事業等の必要経費として認めるべきである。

(関係法令 所得税法第56条、同法57条)

6

土地等の譲渡損とそれ以外の所得との損益通算及び繰越控除を原則として認めないとする制度は廃止すること。

(一部修正)

自己の取得した土地等の譲渡損失が他の所得と損益通算できないとなれば、本来の担税力を示しているとされる包括的な所得に対する課税という趣旨にそぐわない。また、法人と個人事業者との間の取扱いの差異も更に拡大することとなる。

平成 16 年度税制改正は、株式の譲渡益に対する税率と同じになるように税率を引き下げ、 併せて他の所得との損益通算を不可として譲渡所得内の整合性を持たせた改正といえる。しか し、土地等の取引価額や取引頻度等を考慮した場合、株式の譲渡と土地等の譲渡を同列に扱う べきではない。早急に本来の担税力に応じた課税制度とすべきである。

(関係法令 所得税法第69条、同法第70条、租税特別措置法31条、同法第32条)

7

譲渡所得の計算において、①相続財産を譲渡した場合の取得費特例、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡した場合の課税の特例について、その適用要件のうち、相続税の申告書提出期限の翌日以降「3年以内」を「5年以内」に延長すること。

(一部修正)

相続等により取得した財産を3年以内に譲渡した場合の所得計算では、①相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算する取得費特例と、②非上場株式を発行会社に譲渡した場合に、みなし配当を課税しないとする特例とがある。

しかし、①地方では不動産売買が著しく減少しており、固定資産税評価額でも売買が成立しない事例が多く、不動産の譲渡に時間がかかるようになっている。相続税を取得費に加算できる期間を、不動産の取引に係る期間が延びていることに合わせる必要がある。また、②相続等により取得した非上場株式を発行会社に譲渡するとしても、一旦相続した株式について譲渡してもらうまで3年以上の期間がかかることが多い。

そこで、これらの特例が受けられる譲渡までの期間を現行の「3年以内」から「5年以内」 に延長すべきである。

(関係法令 租税特別措置法第39条、同法第9条の7)

8

譲渡所得の金額の計算上、抵当権抹消費用等を負担している場合には譲渡費用として認めること。

土地等の売買の場合、当該物件に抵当権が設定されている場合が非常に多く、また、実務上、

通常の売買において抵当権を抹消しなければ譲渡は不可能である。その意味からも売買時の抵 当権抹消費用等については、譲渡に必要な費用等に該当すると考えられるため、譲渡費用とす べきである。

(関係法令 所得税法第33条)

9

「給与等に係る源泉所得税の納期の特例及び納期限の特例」に関して、届出・認証の規 定中に個人事業者の相続による事業継承の場合の特例等の承継規定を新設すること。

現行法では源泉所得税に関する個人事業の相続時の取り扱いが整備されていないため、被相 続人の死亡時点で特例等の法的効果は、相続による事業継承(予定)者に引き継がれない。

死亡日に事業特例(予定)者が特例の適用届出をすることは実務上ほとんど不可能に近く、 数か月間は特例等の適用が不能となり、原則どおり毎月納付の取扱いがなされ、期限後納付と なっているのが実情である。

青色申告申請については、所得税法基本通達 144-1 で死亡後 4 か月以内の届出の運用がなされているが、源泉所得税についてはすぐに納期が到来してしまうのである。

実情に配慮し、事業継承者への特例等の効果引継ぎを認めるべきである。

(関係法令 所得税法第216条)

10

所得税の人的所得控除を大幅に縮減し新たな税額控除制度(給付つきを含む)を創設すべきである。

- (1) 現在の人的所得控除の制度は、いたずらに所得税の課税ベースの縮小を招いている。 超過累進税率のもとでは、所得控除は高所得者の税負担をより多く軽減する累進的税 負担軽減効果を生じさせるが、税額控除は納付税額自体減額する制度のため所得の多 寡には関係なく軽減税は一定である。つまり所得控除を税額控除に変えることで課税 ベースの浸食を防ぎ所得の再配分効果を高めることとなる。さらに、給付つきであれ ば控除額以下の税負担者や課税最低限以下の所得者層について還付・給付することで よりダイレクトに所得の再配分効果が高まる。
- (2) 税額控除は、一定の要件(扶養児童数、所得の制限など)を設けることにより、特定 タイプの世帯をピンポイントで政策ターゲットにすることができるため、少子化対策、 格差是正対策などの政策目的に使用する場合はより効果的に政策目的を実現できる。

11

医療費控除について、最高限度額を見直すとともに、「生計を一にする配偶者やその他の 親族のために支払った医療費」という適用要件から、「生計を一にする」を削除すべきであ る。

高齢者医療費の負担が多額になっている実態や、不妊治療等に多額の医療費がかかるケースなど、やむを得ず多額の医療費の支出がされてしまうということが起こりうるが、一方で、所得控除の拡大による所得税の課税ベースの縮小が指摘されている。課税の公平性と、担税力の減少の観点から、現行の200万円の限度額を見直すべきである。

また、現在においては、生計を一にする親族以外の医療費を負担する場合も、担税力の減少 という事実が生じることに変わりないため、「生計を一にする」を削除し、医療費控除の対象を 拡大すべきである。

(関係法令 所得税法第73条)

12

財産債務調書の提出制度を廃止すること。

財産債務明細書は、平成 27 年度の税制改正により財産債務調書と名称を変え、また、提出する者が、高所得者というだけでなく、財産を持っているものに限定されることにより、提出義務者の範囲が縮小される。しかし、提出義務を果たした者の過少申告加算税等を減算する等の措置が設けられる予定ではあるが、不提出に係る罰則は依然としてないため、所得税・相続税の適正な課税を補助するという不明確な趣旨と相まって、いたずらに納税者の負担となる制度であるという性格に変わりはないものと考えられる。

申告納税制度において、納税者自らが税額を確定することが原則であるが、調査の補助となるべき資料を提出させることは、課税庁の利便に資するものである。そのような資料を提出させるのであれば、納税者に十分な利便を与える必要があるのではないか。また、課税庁の利便のみに資するものであるなら、この制度を廃止するべきである。

(関係法令 所得税法第 232 条)

13

不動産所得における事業的規模と非事業的規模の違いによる資産損失・貸倒損失の取扱いの相違を是正すべきである。

不動産所得の計算において、資産損失は、事業的規模の場合はその全額を必要経費に算入で きるが、非事業的規模の場合は不動産所得の金額が必要経費に算入される限度となる。貸倒損 失は、事業的規模の場合は回収不能となった年分の必要経費となるが、非事業的規模の場合は 収入計上した年分にさかのぼって所得計算をやり直すというように、取扱いが異なる。

しかし、非事業的規模の納税者においても、継続して不動産賃貸により収入を得ていることに は変わりがなく、取扱いが異なっているのは、税負担の公平性の観点からしても不合理である。 よって、非事業的規模の場合にも事業的規模の場合と同じ取扱いにするべきである。

(関係法令 所得税法第51条)

14

中古住宅取得時における住宅借入金等特別控除の要件を一部撤廃すること。

2015年6月の野村総合研究所のリポートによれば、2013年に13.5%だった空家率が2028年に25.5%、2033年には30.2%に上昇すると予想された。これにより、住環境の悪化、行政コストの増大他さまざまな問題が生じる恐れがある。また、所得の低い若年層などへの住宅の供給や地方移住の促進の観点からも、この要件を撤廃し、中古住宅の流動性を高めることが重要である。

現行では、(イ) 耐火建築物の場合は取得日以前25年以内の建築、(ロ) 耐火建築物以外の場合は取得日以前20年以内の建築、(ハ) (イ)(ロ)に該当しない場合は一定の耐震基準に適合するものである中古住宅に限り適用されるが、この条件を撤廃し、すべての中古住宅に適用させるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第41条)

【 法人税 】

15

役員給与の損金算入に関する法人税法上の規制を見直すこと。

役員給与は、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与に該当しなければ損金不算入 とされ、該当するものでも、下記①及び②に該当するものは損金不算入とされる。

- ① 過大役員給与…業務の対価として不相当な、著しく高額な役員給与
- ② 仮装、隠蔽して支給するもの

しかし、会社法上、適法に支払われた給与(使用人兼務役員の使用人分給与を除く)は、税務上も定期的、臨時的を問わず損金算入すべきであり、「企業会計と税制の調和」を図るべきである。そもそも、役員に対する報酬等の本質は業務執行の対価である。役員給与の支給形態に着目するのではなく、支給額そのものが業務執行の対価として適正か否か、すなわち、法人税の課税ベースの適正化の視点から税制上の規制の必要性を判断すべきである。そして、対価の適正性については、過大役員給与の厳格な認定により実務的に対応すべきであると考える。

(関係法令 法人税法第34条、会社法第361条、同法第379条、同法第387条)

退職給付引当金及び賞与引当金の損金算入を認めること。

給与関係の負債性引当金については、従業員の労働の対価に係る債務であり、「中小企業の会計に関する指針」の規定では、負債性引当金については当期の負担に属する金額を当期の費用に計上しなければならないとされている。

企業会計と税制の調和と担税力に応じた課税の観点から、給与関係の負債性引当金については、法人税法第22条第4項の趣旨に則り、可能な限り会計上の取扱いと一致させ、損金算入を認めるべきであると考える。

(関係法令 法人税法第22条、会社法第431条)

17

貸倒引当金の損金算入を認めること。

平成23年度税制改正により、貸倒引当金制度については、中小法人等、金融機関、リース会社等を除いて損金算入が認められないこととなった。

法人は適正な債権の評価を行うため、「金融商品に関する会計基準」あるいは「中小企業の会計に関する指針」に準拠し、その有する債権について、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権に区分した上で、会計上、取立不能見込額を貸倒引当金に繰入れる必要がある。中でも、更生手続き開始の申立て等があった場合の個別評価金銭債権については、現行税制においては100分の50の損金算入が認められているに過ぎず、それすらも税制上の経過措置によって段階的に損金算入額が取り崩されている現状にある。しかしながら、債務者につき法的手続きが進められた場合は、最終配当率が極めて低いこと、申立てから損失確定までに長期間を要する経験や実態を踏まえ、個別評価による貸倒引当金の繰入率を高める方向で見直すべきである。これにより不良債権処理の促進が図られ、企業再生手続きも円滑化される効果が期待できる。

以上の趣旨から、会計と税務の乖離が生じてしまう弊害があること、及び適正な貸倒引当金 を繰入れることで正確な経営実態と適正な担税力を表示することになることから、税務上も貸 倒引当金の損金算入が認められるべきであると考える。

(関係法令 法人税法第52条、同法施行令第96条第1項第3号)

18

受取配当等については、全額益金不算入とすること。

法人が所有する株式等に係る受取配当等については、完全子法人株式等及び関連法人株式 等に係る受取配当等については全額が益金不算入であるが、それ以外の株式等については 50%、非支配目的株式等は20%の益金不算入割合と規定されている。しかし、二重課税排除の税理論上の観点から、100%の益金不算入割合とすべきであると考える。

(関係法令 法人税法第23条、同法第23条の2、租税特別措置法第66条の8第2項)

19

法人の清算時の所得に対する課税について、一般の債務を弁済後、残余財産がないと見込まれる場合において、役員借入金等の債務免除益が青色欠損金及び期限切れ欠損金を超えるときは、その超える金額には課税しないとする規定を設けるべきである。

平成 22 年度税制改正により清算所得課税が廃止され、法人の清算時の所得に対しては、通常の所得課税が適用されることとなったが、一方で、期限切れ欠損金の利用範囲を拡大し、一定の要件の下に、期限切れ欠損金の利用が認められるようになった。

残余財産がほとんどない法人の場合、役員借入金等が多額であり、債務超過の状態となっている場合が多い。このような法人が、清算時に債務免除を受けた場合、その債務免除益が、青色欠損金及び期限切れ欠損金の合計額を超えるときには、納税負担が発生することになる。

これでは、納付すべき資産の裏づけのない清算法人に課税することになり、清算事務が遅れるとともに、担税力の観点からも問題である。改正前の清算所得課税方式による結果と変わらない所得課税方式を認めるべきと考える。

(関係法令 法人税法第 5 条、同法 59 条 3 項、同法施行令 118 条、法基通 12-3-7~12-3-9、旧法人税法 92 条~120 条)

20

法人事業概況説明書及び会社事業概況書について、記載内容を簡素化すること。

平成 18 年 4 月 1 日開始事業年度より、法人事業概況説明書又は会社事業概況書の確定申告書への添付義務が課せられ、更に、平成 22 年 4 月 1 日開始事業年度よりグループ法人税制の適用にあたって、出資関係図の添付も必要となっている。記載内容は、法人の基礎的情報を網羅する内容であり、それほどの重要性は感じられない。このことから、決算報告書や勘定科目内訳明細書に記載されている情報、グループ法人税制の適用において提出が必要な書類と重複する内容は、記載の省略を認めるなど、記載内容の簡素化が必要であると考える。

(関係法令 法人税法第74条第3項、法人税法施行規則第35条4号)

【 相続税・贈与税 】

21

相続税法第32条の更正の請求の事由の各号の中に、「相続開始時において履行義務が確定していない保証債務、連帯債務が相続開始後一定期間内に確定した場合で求償権の行使が不能の場合」の事由を加えること。

相続開始の時において潜在的に存していた被相続人の保証債務、連帯債務を相続開始後に履行した場合は、本来被相続人の相続財産から支弁されるべきものである。しかし、現実には必ずしも相続開始の時に相続人が被相続人の保証債務、連帯債務等を認識しているとは限らない。 実際に履行があり、しかも求償権の行使が不能であるならば、当然相続財産の課税価格を修正すべきであり、これを容認しないのは相続税本来の目的に反して不合理である。

一定期間(例えば3年以内)に確定した場合には、救済措置を講ずるべきである。

(関係法令 相続税法第14条第1項、同法第32条)

22

遺言執行の費用その他相続財産に関する費用は、相続税の課税財産から控除すること。

民法第885条第1項本文では、「相続財産に関する費用は、その財産の中から支弁する」と、 また民法第1021条で「遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする」と規定されている。

ところが、相続税基本通達 13-2 の取り扱いでは、相続財産の中から支弁する相続財産に関する費用は、債務控除の対象とはならない。その理由は、これらの費用が相続開始後に発生するものであり、被相続人の債務で現に存するものではないためであると説明されている。

しかしながら、葬式費用も相続開始後に発生し被相続人の債務ではないが、課税価格から控除すべき金額とされているのは、相続開始に伴う必然的な出費であり、社会通念上も相続財産が担っているという国民感情を考慮したこと及び民法第306条~第310条の一般の先取特権もその背景に存するものと思われる。

家督相続が均分相続へと変化定着し、各親族の住居が広域分散化して遺産分割まで相当の時間を必要とすること、また、相続争いのために遺言の重要性が認識されている現在の社会通念などを考慮すれば、民法に明確に規定されている相続財産に関する費用及び遺言執行費用は相続税の課税財産から控除すべきである。

(関係法令 相続税法第13条)

相続時精算課税制度選択により受贈する土地についても、相続人の相続時までの居住の継続を要件として、相続税において小規模宅地等の減額の特例適用を認めるべきである。

相続時精算課税制度により受贈した土地であっても、特定贈与者に係る相続開始の時点で相 続税における小規模宅地等に該当する要件を満たしているのであれば、相続人の生活基盤維持 のためには不可欠である。また、相続時精算課税制度を選択したからといってその土地が相続 財産から除外されるわけではなく、本来の相続財産との間に不公平が生じている。

(関係法令 相続税法第21条の9、租税特別措置法第69条の4)

24

特定同族会社事業用宅地等について、一定の要件のもとに無償にて使用貸借されていた場合においても、小規模宅地等の課税価格計算の特例の適用を認めるべきである。

中小企業においては、経営者個人の所有する土地を自身の同族会社に賃貸していることが少なくない。しかし、従前は賃料を受領していたが、昨今の不況により、やむを得ず賃料を受領せず使用貸借となっている場合が少なからず見受けられる。このようなときに相続が開始すると、後継者は課税の特例を適用することが出来ずに多額の相続税を納付することとなり、円滑な事業承継を阻害されることとなってしまう。そこで、一定の要件(例えば5年間の事業継続等)のもとに、使用貸借されていた場合においても適用を認めるべきである。

(関係法令 租税特別措置法第69条の4)

25

財産評価において、土地の上に老朽化した未利用の建物が存在する場合で、相続税申告期限内にその建物を解体撤去したときは、建物の評価をゼロにするとともに土地の評価から建物の解体撤去費用を控除すべきである。

現行の財産評価基本通達には、土地等の金額から建物の解体撤去費用を控除するという評価 の考え方はない。しかし、アスベスト被害問題や産業廃棄物の適正処理のための各種法律によ り、鉄筋コンクリート等の解体撤去費用は多額であり、底地の土地の評価額以上に相当する場 合も出ている。

実際の売買取引では土地の価額から建物の解体撤去費用を控除した価額で行われるのが通 例であるから、相続税等の財産評価においてもこのような考え方を導入すべきである。

(関係法令 相続税法第22条、財産評価基本通達1(2)、同通達1(3)、同通達第2章第2節)

【 消費税 】

26

単一税率を維持すること。

(一部修正)

平成 28 年度税制改正により、消費税の軽減税率制度を平成 31 年 10 月 1 日から導入することとしている。

消費税の単一税率を維持すべきで、複数税率導入には次の理由により反対する。

(1) 軽減税率対象品目の選定に合理性がないこと。

平成 28 年度税制改正による軽減税率の対象品目だけでは本来の目的である低所得者に対する痛税感の緩和とはならず、たとえば電気、水道などの生活関連費用でも有効なものが多数存在することから統一感がない。酒類及び外食を除く飲食料品、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞に限定した制度には疑義を抱かざるを得ない。

そもそも軽減税率対象品目の選定や線引きを合理的な基準で行うことは困難であり、課税の中立性が損なわれる。また、なし崩し的に軽減対象が広がれば、国民の日常生活に大きな混乱が生じトラブルにつながる。さらには軽減税率の適用範囲の是否認を巡り、税務訴訟等が増加し、社会的コストの増大を招いてしまう。

(2) 中小・小規模事業者の事務負担が増加すること。

複数税率の導入により、消費税の計算を行うためだけに税額を集計するといった新たな業務が必要となる。そのため新たな会計システム、商品管理システムの整備が必要となる。事務や費用の負担が増えれば、中小・小規模事業者の経営は成り立たなくなってしまう。小規模な事業者ほど、日々の取引において、税率の判断、記帳、請求書の発行等、複雑な事務負担が大幅に増加してしまう。

また、適格請求書等保存方式が導入されることにより経過措置はあるものの免税事業者の中には煩雑な作業に追われることを避け、事業の継続をあきらめてしまう事業者も出てくる可能性もある。

当然、中小・小規模事業者でも適格請求書等保存方式の対応に間に合わない事業者が多数 発生してくるだろうし、本格導入されるまでの簡便な措置を逆手に取り、困難と偽り適正な 納税をしない事業者も出てきてしまうことから、税の公平性がおろそかになり、国民の信頼 性を失ってしまう。

(3) 社会保障財源が不足すること。

軽減税率により税収が減少すると財政再建が損なわれることとなり、税収を補てんするために、標準税率をさらに引上げるか、社会保障給付の抑制、社会保険料の引上げ等が必要となる。

平成 28 年法附則第 170 条にある安定的な恒久財源を確保するための法制上の措置等を講ずることにより、公平・中立・簡素という税の基本理念が歪んでしまう可能性があるし、結果として景気の減速を招き税収不足という悪循環に陥ってしまう。

(4) 逆進性緩和の効果に疑問があること。

飲食料品等に対する軽減税率の適用が、低所得者にのみ生ずるものであれば逆進性緩和の効果が期待できる。しかし軽減税率導入による低所得者対策は、高所得者にもより高額の軽減効果が及ぶことになる。したがって、高所得者の方が軽減税率の恩恵をより多く受けることになる。逆進性に係る問題は、社会保障と税の一体改革による社会保障給付の一層の充実により対処すべきである。

(関係法令 消費税法第29条第1項、同法第30条第9項第1号、同法附則第170条)

27

消費税率等引上げに伴う延納制度の創設。

(一部修正)

平成 26 年 4 月より消費税等の税率が 5%から 8%に引上げられた。さらに、平成 31 年 10 月 より 10%に引上げられる予定である。納税者の資金事情は一層厳しいものとなっており、期限 内完納が困難となっている納税者も多くなっている。現状では「消費税確認表」を提出することにより、運用面で配慮はされているが、すでに所得税法では延納制度が整備されており、納税の合理化が図られている。消費税法においても、延納制度を創設し、消費税率等の引上げに伴う納税者の資金事情に対しての配慮を求める。

更には延納制度の導入とともに、一定の手続きを踏んだ納税者については、延滞税ではなく 利子税を課すこととして欲しい。

(関係法令 所得税法第131条、国税通則法第64条)

28

納税義務の免除は、基準期間ではなく課税期間の課税売上高により判定するように改める こと。

(一部修正)

納税義務の免除については、基準期間の2年後の課税売上高が免税点を越えていても納税義務が免除される場合があることは納税者に未だに浸透しておらず理解されにくい。平成28年度税制改正において「適格請求書発行事業者」の登録をした場合には登録の取消しをしない限り事業者免税点制度は適用しないとしているが、全ての事業者が課税期間の課税売上高で納税義務の免除を選択できるようにすべきである。

(関係法令 消費税法第2条第1項第14号、同法第9条、同法第19条)

特定新規設立法人について、判定対象者である親法人等の要件に資本金1億円超を追加するとともに、特殊関係者要件を除外し子会社への直接出資のみにすること。

(新 規)

平成25年度税制改正により、特定新規設立法人に該当する場合には、設立時の資本金が1000万円未満であっても、設立1年目から消費税の納税義務は免除されないこととなった。

特定新規設立法人とは、新規設立法人のうち、当該法人の株式を直接又は間接に 50%超保有する法人又はその特殊関係者(以下「親法人等」)の当該法人の基準期間に相当する期間の課税売上高が 5億円を超える場合の当該法人をいう。

この制度は、一部の大企業において、子会社の設立、解散を繰り返して消費税の租税回避が 行われている実態からその防止等を目的として、消費税にも法人税同様にグループの概念を導 入したものと考えられる。

しかし、この制度では、親法人においてたまたま資産譲渡があったために一時的に該当年度の課税売上高が5億円を超えた場合でも、新規設立子法人は初年度から消費税の納付が発生してしまうこととなってしまう。また、初年度から納税義務が発生することから、子法人設立のメリットを生かせないため、新規事業立ち上げの阻害要因となってしまう可能性がある。さらに、親法人等の要件に、特殊関係者要件があることにより、判定が非常に複雑になってしまっている。

このような問題を回避するために、判定対象者である親法人等の要件について、資本金1億円超などの外形的な要件を追加するとともに、特殊関係者要件を除外し、子会社への直接出資に限定すべきである。

(関係法令 消費税法第12条の3)

30

簡易課税制度の選択は、事前届出制度もしくは提出した日の属する課税期間からでなく 確定申告書の提出時に簡易課税制度の有無を表示する方式に改めること。

(一部修正)

平成 28 年度税制改正において簡易課税の選択については、経過措置として届出書を提出した日の属する課税期間から適用することも認められたが、届出による選択リスクがある。簡易課税制度は中小企業者の事務負担軽減の趣旨で規定されたもので、みなし仕入率の見直しで益税の発生を可能な限り防止したうえで、納税義務者である事業者に事前選択による納税上のリスクを生じさせないよう、簡易課税制度の適用は確定申告書の提出時に、簡易課税選択の有無を表示する方式に改めるべきである。

さらに平成 28 年度税制改正において高額特定資産を取得した場合の中小事業者に対する特例措置の見直しが行われたことから、還付を巡る税の抜け道を封じ込めつつ、多額の設備投資

を行った場合に高度な判断を要する現制度の選択要件を緩和し、納税者に理解されやすい制度にすべきである。

(関係法令 消費税法第12条の4、同法第19条、同法第37条)

31

仕入税額控除を計算する際の「一括比例配分方式」から「個別対応方式」への変更制限を廃止すること。

現行法は「一括比例配分方式」を2年間継続適用後でなければ「個別対応方式」へ変更できないが、近年のIT化の発展等により、事務の簡略化も進んでおり、容易に個別対応による仕入税額計算が可能になってきている。そこで2年間の継続適用要件を廃止し、いつでも変更可能にすべきである。

(関係法令 消費税法第30条第5項)

32

消費税法第30条(仕入れに係る消費税額の控除)第7項を改正前の規定に戻すこと。

仕入税額控除の要件が「帳簿又は請求書等の保存」から「帳簿及び請求書等の保存」に改正されたが、次のような問題を生じることから改正前の規定と同様の内容とすべきである。

- (1) 事業者の事務負担を必要以上に増加させることになる。
- (2) 帳簿の記載内容に不備があるということを理由に、実際に負担した仕入税額が控除できないという制度は納税義務者の理解が得られない。

(関係法令 消費税法第30条第7項、同法第8項、同法第9項、同法施行令第49条)

33

調整対象固定資産の範囲、金額の基準の見直し。

(新 規)

車両及び運搬具は現代のビジネスにおいて必要不可欠なものであり、公共交通機関が発達していない地域においては更にその必要性が増す。さらに業務上の車両の金額が100万円以上になることは常態的にある。調整対象固定資産の範囲、金額の基準において課税の公平の観点から悪質ともいえる節税を封じることは重要であるが、それを意図しない事業者が購入したものまでひとくくりに捉えるべきではないと考える。

(関係法令 消費税法第2条第1項16号、同法施行令第5条、消費税法第33条)

任意の中間申告制度の拡充。

(新規)

現行直前課税期間の確定消費税額が 48 万円以下の事業者が半年の中間申告を任意でできることとなっているが、48 万円超~400 万円以下の事業者でも 3 ヶ月の中間申告を選択できるなど、今後の消費税率引上げに伴う納税資金確保の観点から任意の中間申告制度を拡充すべきである。

(関係法令 消費税法第42条第8項)

【 地方税 】

35

国税と地方税の規定が同一でない場合には、国税と地方税の規定を統一すること。

(新 規)

国税と同一の内容であるにもかかわらず、国税と地方税の規定が同一でない場合には、制度上の整合性を図ることができず、実務上も申告漏れや記載漏れが生じやすくなってしまう。また、ケースによっては、歳入よりも徴税コストが上回っている実情も存在する。従って、以下の項目については、納税者の利便性や徴税コストの観点からも、国税の規定に合わせて地方税の規定を改正すべきである。

(1)給与所得者の給与所得以外の所得について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

給与所得者の給与所得以外の所得が 20 万円以下の場合には、地方税においても所得税 と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第45条の2、同法第317条の2)

(2) 上場株式等以外の少額配当等については、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすること。

所得税法では、上場株式等以外の配当等で1回に支払いを受ける配当等の額が10万円に配当計算期間の月数を乗じて12で除して計算した金額以下の場合(以下、少額配当等)には、確定申告不要制度を選択できるが、地方税法にはこの規定がないため、少額配当等の場合でも申告が必要となってしまう。従って、地方税法においても申告不要制度を選択できるようにすべきである。

(関係法令 租税特別措置法第8条の5、地方税法第71条の27)

(3) 公的年金等について、所得税法と同様に地方税法においても申告不要制度を創設すること。

所得税法では、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外

の所得が20万円以下であるときは申告不要となっているが、地方税法においても所得税法 と同様に申告不要とすべきである。

(関係法令 地方税法第45条の2、同法第317条の2)

36

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の特例措置を廃止すること。

地方税法において、事業税を課する事業範囲が定められているが、社会保険診療報酬等に対する課税除外措置については、税制における公平の立場から容認し難いものがある。税負担の公平の見地及び応能負担の原則から、これらの全面的な見直しを図るべきである。

(関係法令 地方税法第72条の23)

37

事業所税を廃止すること。

事業所税の課税標準は、外形標準を課税客体とする他の地方税と重複する部分があり二重課税の側面がある。また、人口数を基礎とすることによる地域的な不公平と同一課税地域内においても免税点による不公平がある。さらに、雇用創出や産業育成に貢献する企業誘致等の産業政策上の阻害要因となっている面もあることから関連税制を整備のうえ、廃止すべきである。(関係法令 地方税法第701条の30~74)

38

給与所得者の個人住民税の特別徴収への一斉指定について、一定の小規模事業者に対しては、今までどおりに、普通徴収との選択を認めるべきである。

各県各市町村は、給与所得者の個人住民税に関して、特別徴収への一斉指定を強化している。 これは、小規模事業者にとっては、事務負担が増すとともに、事業者の滞納の問題が発生して しまう可能性がある。そのため、従業者数が10人未満の小規模事業者については、従来どお り、特別徴収と普通徴収との選択を認めるべきである。

(関係法令 地方税法第321条の4)

39

建物についての固定資産税の評価に、市場価値等を加味すること。

(一部修正)

平成29年度税制改正大綱において、タワーマンションに係る固定資産税及び不動産取得税について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専用床面積を、実際の取引価格(市場

価値)の傾向を踏まえて補正するように見直しが行われた。これは、タワーマンションを活用 した節税対策に対して規制をかけるために設けられたものであるが、固定資産税の評価に市場 価値を加味する、という観点からは、一歩前進したものと一定の評価はできる。

ただ依然として、タワーマンション以外の建物については、市場価値の低減した建物について新築当時とそれほど変わらない固定資産税評価が付されているケースなどもあり、合理性を欠いた状態に変わりない。

相続税法上の建物評価が固定資産税評価に依存しており、その固定資産税評価が市場評価とあまりにも乖離しているという現状を考えると、このような問題を解決するためには、引き続き、固定資産税の評価について、建物の市場価値、収益価値を評価要素に加える必要がある、と考える。

(関係法令 地方税法第349条)

40

償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度末とし、申告書の提出期限を法人税、 所得税の確定申告期限とすること。

償却資産に係る固定資産税は申告を基礎とした賦課徴収の方法が採られており、固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産の状況を1月31日までに市町村長に申告しなければならない。

しかし、12 月決算法人及び個人事業者の償却資産に係る固定資産税の申告では、償却資産の確定が難しく、さらにそれ以外の法人においても、決算後の固定資産の状況について法人税の確定申告とは別に改めて申告を行わなければならない状況にある。

税制の簡素化・公平な税負担の観点からも、償却資産に係る固定資産税の賦課期日を事業年度の末日(個人は12月末日)とし、確定申告書の提出期限を法人税、所得税の申告期限と一致させるべきである。

(関係法令 地方税法第359条、同法第383条、同法第394条)

【 各税共通 】

41

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入の制度の金額要件を、一律 30 万円未満とすること。また、合わせて一括償却資産の特例を廃止すること。

(一部修正)

少額の減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産については、3 年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、一定の中小法人に対しては、平成30年3月までの間、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認め

られている。

税制の簡素化から、一括償却資産制度を廃止し、少額の減価償却資産の取得価額基準を一律 30万円未満とする制度に一本化すべきである。

(関係法令 租税特別措置法第 28 条の 2、同法第 67 条の 5、所得税法施行令第 139 条、法人税法施行令第 133 条の 2)

42

次のような少額資産は、金額が少額であり管理が煩雑であるので、全額損金算入を認めるべきである。

(1) リサイクル法の施行により、預託金部分の税務上の取扱について資産計上することとされる部分。

(関係法令 自動車リサイクル法第73条~79条)

(2) 電話加入権については、取得時に全額を損金(必要経費)算入することを認めるととも に、現在、計上されている電話加入権については、一定期間(例えば10年)で均等償却 して損金(必要経費)算入することを認めるべきである。

43

事業用定期借地権の一時金については、「土地の上に存する権利」から除外する規定を設けると共に税務上の繰延資産に該当するものとして処理すること。

定期借地権の一時金は、事業用借地権のように定期借地権契約の期間満了により土地を利用する権利が消滅することが明確な契約であれば、前払賃料としての性格の有無に関係なく、契約期間の経過に応じて損金(必要経費)算入すべきである。

(関係法令 法人税法施行令第 12 条第 1 号、同令第 14 条第 1 項第 6 号口、所得税税法施行令第 5 条第 1 号、同令第 7 条第 1 項第 3 号口)

【 納税環境整備 】

44

国税不服審判所を国税庁の機関から外し、特別裁判所としての税務裁判所を創設すべき である。

経済産業省と原子力安全・保安院の関係を改善したのと同じように、国税不服審判所も国税 庁の特別の機関という位置づけのままで、独立した公正な第三者だという説明では、国民の理 解を得られない。外部審判官の登用は評価できるが透明性を担保するためにも、国税不服審判 所を国税庁の機関から外すべきである。

45

国税通則法第97条第1項第1号の「審査請求人若しくは原処分庁に対し質問権を行使して 作成した質問調書その他の資料」に、閲覧・謄写権を認めるべきである。

国税通則法の改正により、国税通則法第97条第3項では、閲覧・謄写権がみとめられることとなったが、これは第96条第1項若しくは第2項(証拠書類等の提出)又は第97条第1項第2号(審理のための質問・検査等)の規定により提出された書類であり、最も重要な第97条第1項第1号の規定により提出された書類には認められていない。

国税不服審判所においては、形式審査後に実質審理が行われるが、担当審判官が質問権を行使して作成した質問調書その他の資料については閲覧・謄写権が認められていないために、裁決に至るまでの流れについて検証することが困難な状況となっている。

また、担当審判官と参加している審判官の合議体による議決を経て、裁決に至るという手続きが同一のものである保証はなく、この点からも不透明と言わざるを得ない。

さらに、公表される裁決は一部であり、情報公開法に基づく開示請求にも限界がある。これらの点から、第97条第1項第1号の閲覧・謄写権を求めるものである。

(関係法令 国税通則法第96条第1項、第2項、同法第97条第1項第1号、第2号、第3項)

46

申告書等閲覧サービスに関して申告書等のコピーを認めること。

平成27年6月30日事務運営指針にある通り、閲覧中は窓口担当者が立ち会うことになっている。閲覧の時間は通常1時間は越える。コピーを認めれば担当者の立会コスト等の行政コストは削減され、事務効率も向上し納税者の利便性も上がる。

(事務運営指針:申告書等閲覧サービスの実施について)

47

事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合の手続について、国税通則法において明確に規定し、通知が確実に実施されるようにすること。

平成23年12月に国税通則法の一部が改正され、事前通知に関する手続が明確化された。事前通知を行うことなく実地の調査を実施する場合であっても、調査の対象となる納税義務者に対し、臨場後速やかに、「調査の目的」、「調査の対象となる税目」、「調査の対象となる期間」、「調査担当者の氏名及び所属官署」を通知するとともに、それらの事項以外の事項についても、調査の途中で非違が疑われることとなった場合には、質問検査の対象となる旨を説明し、納税

義務者の理解と協力を得て調査を開始することが事務運営指針に定められている。しかし、平成 26 年度に本会で行った税務調査アンケートの結果を見ると、いわゆる無予告調査のうち 22%の税務調査において、納税義務者又は税務代理人に対する通知が行われていなかった。法の改正の趣旨である調査手続きの透明性、納税者の予見可能性を高めるという観点、課税の公平性を確保することを目的として無予告調査が法律上明確化されたこととの比較衡量の観点 からも、当該事務運営指針の内容について通則法本法において明確に規定すべきである。

(関係法令 国税通則法第74条の9、10、調査手続に関する事務運営指針第2章2(3))

48

e-Taxメッセージボックスの内容の拡充。

(新 規)

e-Tax メッセージボックスにおいて各種届出の状況を確認できるようにして欲しい。

各種届出の確認は適正な税額計算を行うために必要不可欠であるが、当初提出した届出書類の控えを紛失した場合に、直接税務署に問い合わせることでしか確認ができず、不便である。 現状の e-Tax では、申告月にメッセージボックスに送付される「申告のお知らせ」により、確認できる事項はあるものの、減価償却資産の償却方法、棚卸資産の評価方法、青色事業専従者給与の届出額なども含めて届出状況をいつでも確認できるよう利便性を向上すべきである。